

# 那須塩原市の農業

2015年農林業センサス結果報告



©みるひい 那須塩原市

那須塩原市

# 目 次

利用のまえに	1
2015年農林業センサスの概要	2

## 調査結果の概要

1 農林業経営体	16
2 農業経営体	17
3 総農家数等	27
4 販売農家	28
5 保有山林面積規模別林業経営体数	32
6 耕作放棄地	33

## 統 計 表 (地区別)

農林業経営体数	36
【農業経営体】組織形態別経営体数	36
【農業経営体】経営耕地面積規模別経営体数	36
【農業経営体】農産物販売金額規模別経営体数	36
【農業経営体】農業経営組織別経営体数	37
【農業経営体】経営耕地のある経営体数と耕地種類別経営耕地面積	37
【農業経営体】経営耕地面積規模別面積	37

## 利 用 の ま え に

- 1 本書は農林水産省が公表した「2015年農林業センサス農林業経営体調査（確報）」に基づき、市が独自に集計し、那須塩原市の主要な結果をまとめたものである。
- 2 この結果概要の数値は、確定値である。
- 3 要旨及び統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。  
また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表情の数値で算出したものと若干の誤差が生じる場合もある。
- 4 表中に用いた記号は以下のとおりである。  
「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）  
「－」：事実のないもの  
「▲」：負数または減少したもの  
「X」：被調査客体保護の観点からXとしたもの
- 5 町別の集計は、平成27年2月1日現在で集計している。

## 2015年農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 調査日

平成27年2月1日

### 3 調査の対象

規定（5 用語の解説「（1）農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

### 4 調査の方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

### 5 用語の解説

#### （1）農林業経営体

農林業経営体 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

（1）経営耕地面積が30a以上の規模の農業

（2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭

	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
	(3) 権原に基づいて育林または伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）	
	(4) 農作業の受託の事業	
	(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200 m <sup>3</sup> 以上の素材を生産した者に限る。）	
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。	
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。	
家族経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。	
組織経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。	
(2) 組織形態別		
法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。	
会社	以下に該当するものをいう。	

株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

**経営耕地の取り扱い方**

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。

- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

### 耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
- しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
- なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はげ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。)



田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p> <p>水をたたえるということは、人口かんがいによるものだけでなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地。）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っても畑とした。</p>
稲を作った田	食用又は飼料用の水稻を作った田をいう。
食用	水稻を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。
飼料用	<p>水稻を作った田のうち、飼料用（ホールクロップサイレージ（WCS）用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。</p> <p>なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。</p>
二毛作した田	食用または飼料用の水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
稲以外の作物だけを作った田	<p>水稻以外の作物だけを作った田をいう。</p> <p>なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。</p>
何も作らなかった田	<p>災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
畑	耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通作物を	畑のうち、飼料用作物だけを作った畑及び牧草専用地を除くすべてのもので、

作った畑	<p>通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。</p> <p>また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。</p>
飼料用作物だけを作った畑	<p>飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。</p> <p>牧草と輪作している畑はここに含めた。</p> <p>牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。</p>
牧草専用地	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>(1) 牧草のは種後数年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p> <p>(2) 草地造成により造成した牧草地を含めた（この場合の草地造成とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
何も作らなかった畑	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
耕作放棄地	<p>以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。</p>
保有山林	<p>世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。</p>

(4) 農業経営組織別

単一経営 経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営 経営体	単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

(5) 販売目的の作物

販売目的の 作物	販売目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにした場合は含めた。
-------------	--

(6) 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として使用している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりではなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

(7) 農業労働力

経営者・役員等	<p>男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営における構成員等をいう。</p> <p>ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。</p>
雇用者	<p>雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。</p>
常雇い	<p>主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。</p>
臨時雇い	<p>日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。</p> <p>なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。</p> <p>また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。</p>

#### (8) 農作業の受託

農作業の受託	<p>自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。</p>
水稲作作業の受託	<p>全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。</p> <p>部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。</p>

#### (9) 農業経営の取り組み

環境保全型農業	<p>地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。</p>
化学肥料の低減	<p>化学肥料を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。</p>

農薬の低減	農薬を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。
堆肥による土づくり	堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。
農業生産関連事業	「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
事業収入	農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。

(10) 農業用機械

所有台数	機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。 また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。
------	---

(11) 農家等

農家	経営耕地面積が 10a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯をいう。

(12) 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯数がある農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がある農家をいう。
副業的農家	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専従者	調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。

(13) 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

(14) 経営者・後継者等

経営者	農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の管理運営全般を主宰する者をいう。
農業後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
経営方針の決定参画者（経営者を除く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産品目や飼養する畜種の選定・規模</li> <li>・出荷先</li> <li>・資金調達</li> <li>・機械・施設などへの投資</li> <li>・農地借入</li> <li>・農作業受託（請負）</li> <li>・雇用及びその管理</li> </ul>

(15) 農業従事者等

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者 | 農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分の概念図

区分			仕事への従事状況				
			農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事 のみに従事	仕事に従事 しない
				農業従事日 数が多い	その他の仕事 への従事日数 が多い		
ふだんの主な状態	仕事 が主	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業就業人口	農業従事者	
		主に他に勤務					
		主に自営農業 以外の自営業					
	家事・育児						
	学生（研修を含む）						
	上記以外						

(16) 素材生産量

素材生産量 | 素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。  
一般的には立方メートル（m<sup>3</sup>）の単位で表示される。  
なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

6 数値の比較について

2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。



# 調査の概要

## 調査結果の概要

### 1 農林業経営体

#### (1) 農林業経営体数

平成27年2月1日現在の農林業経営体数は2,390経営体で、5年前に比べて291経営体(10.9%)減少した。

このうち、農業経営体数は2,374経営体、林業経営体数は113経営体となり、5年前と比較してそれぞれ283経営体(10.7%)、10経営体(8.1%)減少した。

図1 農林業経営体数の推移

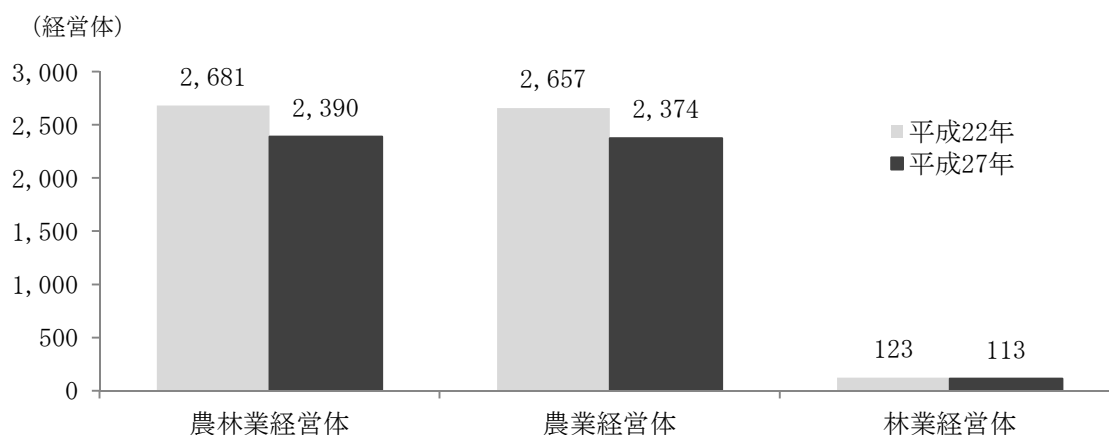


表1 農林業経営体数の推移

単位：経営体

区分	農林業経営体	農業経営体		林業経営体
			組織経営	
平 27	2,390	2,374	38	113
平 22	2,681	2,657	27	123
増減率 (%)				
平27/22	▲ 10.9	▲ 10.7	40.7	▲ 8.1
構成比 (%)				
平 27	100.0	99.3	1.6	4.7
平 22	100.0	99.1	1.0	4.6

※農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

## 2 農業経営体

### (1) 組織形態別農業経営体数

農業経営体を組織形態別にみると、法人化している農業経営体数は36経営体（全体に占める割合1.5%）で、5年前に比べて9経営体（33.3%）増加した。一方、法人化していない農業経営体数は2,338経営体（全体に占める割合98.5%）であった。

表2 組織形態別農業経営体数

単位：経営体

区分	合計	法人化している					地方公共 団体・ 財産区	法人化して いない
		計	農事組合 法人	会社	各種団体	その他 の法人		
平 27	2,374	36	2	30	3	1	-	2,338
平 22	2,657	27	-	24	3	-	-	2,630
増減率 (%)								
平27/22	▲ 10.7	33.3	-	25.0	0.0	-	-	▲ 11.1
構成比 (%)								
平 27	100.0	1.5	0.1	1.3	0.1	0.0	-	98.5
平 22	100.0	1.0	-	0.9	0.1	-	-	99.0

(2) 経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、5年前に比べて0.3～10.0ha層で減少しているが、0.3ha未満層及び10ha以上層では増加した。

図2 経営耕地面積規模別経営体数の増減率（平27/22）

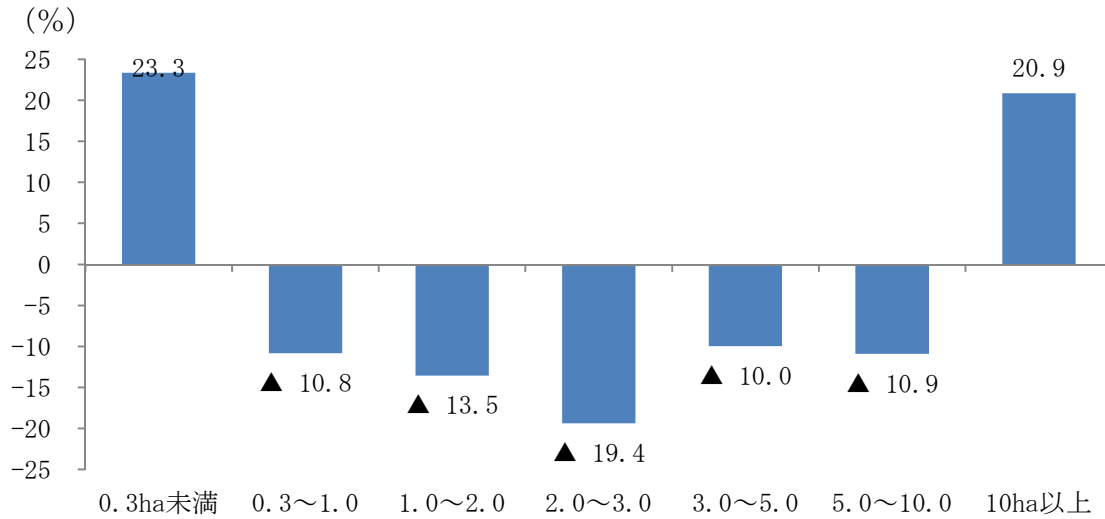


表3 経営耕地面積規模別経営体数の推移

単位：経営体

区分	計	0.3ha未満	0.3～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10ha以上
平 27	2,374	37	519	587	329	407	327	168
平 22	2,657	30	582	679	408	452	367	139
増減率 (%)								
平27/22	▲ 10.7	23.3	▲ 10.8	▲ 13.5	▲ 19.4	▲ 10.0	▲ 10.9	20.9
構成比 (%)								
平 27	100.0	1.6	21.9	24.7	13.9	17.1	13.8	7.1
平 22	100.0	1.1	21.9	25.6	15.4	17.0	13.8	5.2

(3) 農産物販売金額規模別経営体数

農産物販売金額規模別に農業経営体数をみると、5年前に比べて50万円未満層と1億円以上層で増加した。

図3 農産物販売金額規模別経営体数の増減率（平27/22）

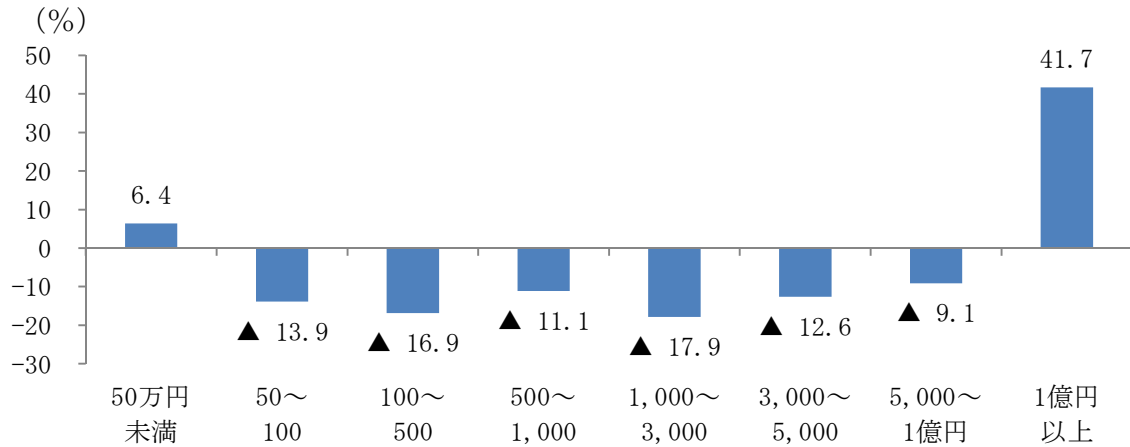


表4 農産物販売金額規模別経営体数の推移

単位：経営体

区分	計	50万円未満	50~100	100~500	500~1,000	1,000~3,000	3,000~5,000	5,000~1億円	1億円以上
平 27	2,374	550	409	789	200	276	76	40	34
平 22	2,657	517	475	949	225	336	87	44	24
増減率 (%)									
平27/22	▲ 10.7	6.4	▲ 13.9	▲ 16.9	▲ 11.1	▲ 17.9	▲ 12.6	▲ 9.1	41.7
構成比 (%)									
平 27	100.0	23.2	17.2	33.2	8.4	11.6	3.2	1.7	1.4
平 22	100.0	19.5	17.9	35.7	8.5	12.6	3.3	1.7	0.9

※50万円未満には農産物の販売なしを含む。

(4) 農業経営組織別経営体数

農業経営組織別に農業経営体数をみると、単一経営は1,820経営体、複合経営は429経営体となり、5年前に比べてそれぞれ188経営体(9.4%)、99経営体(18.8%)減少した。

また、構成割合をみると、単一経営が全体に占める割合は80.9%で5年前に比べて1.7ポイント増加、複合経営は19.1%で1.7ポイント減少した。

表5 農業経営組織別経営体数の推移

単位：経営体

区分	販売のあった経営体	単一経営							
		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類
平 27	2,249	1,820	1,359	1	2	2	50	41	15
平 22	2,536	2,008	1,502	-	1	2	54	43	11
増減率 (%)									
平27/22	▲ 11.3	▲ 9.4	▲ 9.5	-	100.0	0.0	▲ 7.4	▲ 4.7	36.4
構成比 (%)									
平 27	100.0	80.9	60.4	0.0	0.1	0.1	2.2	1.8	0.7
平 22	100.0	79.2	59.2	-	0.0	0.1	2.1	1.7	0.4

区分	単一経営								複合経営
	花き・ 花木	その他 の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他 の畜産	
平 27	55	2	248	35	7	1	-	2	429
平 22	60	1	300	28	5	1	-	-	528
増減率 (%)									
平27/22	▲ 8.3	100.0	▲ 17.3	25.0	40.0	0.0	-	-	▲ 18.8
構成比 (%)									
平 27	2.4	0.1	11.0	1.6	0.3	0.0	-	0.1	19.1
平 22	2.4	0.0	11.8	1.1	0.2	0.0	-	-	20.8

※単一経営とは農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体のこと。  
複合経営とは農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割未満の経営体のこと。

(5) 土地  
ア 経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地総面積は8,648haで、5年前に比べて170ha（1.9%）減少した。  
また、農業経営体の経営耕地面積のうち借入耕地面積は2,106haとなり、5年前に比べて235ha（12.6%）増加した。  
なお、1経営体あたり平均の経営耕地面積は3.68haとなり、5年前に比べて0.33ha（9.9%）増加した。

図4 農業経営体の経営耕地面積の状況

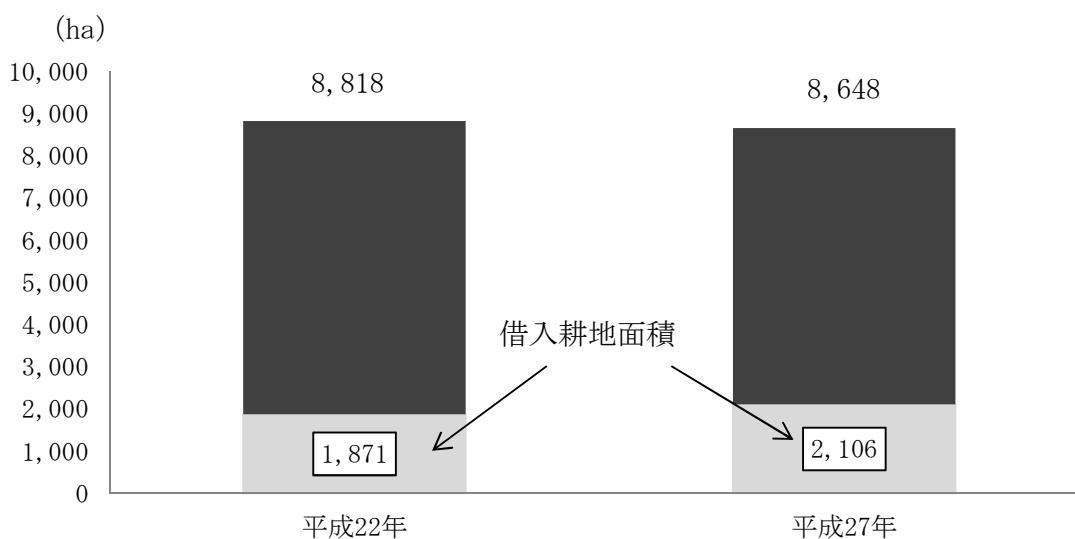


表6 1経営体あたり平均耕地面積（栃木県内上位10市町）

単位：ha

順位	市町	面積
1	那須塩原市	3.68
2	高根沢町	3.39
3	芳賀町	3.18
4	さくら市	3.15
5	那須町	3.08
6	小山市	3.01
7	大田原市	2.94
7	矢板市	2.94
9	塩谷町	2.85
10	下野市	2.71
全国平均		2.54
県平均		2.50

経営耕地面積を耕地種類別にみると、田は6,099ha、畑は2,454ha、樹園地は95haとなり、5年前に比べて、田は258ha（4.1%）減少し、畑は52ha（2.2%）、樹園地は35ha（58.3%）増加した。

表7 耕地種類別経営耕地面積の推移

単位 { 経営体数：経営体  
面積：ha

区分	経営耕地のある経営体数		経営耕地総面積		田		畑		樹園地		1経営体あたり経営耕地面積
	経営体数	借入耕地のある経営体数	経営耕地総面積	借入耕地面積	経営田のある経営体数	経営耕地面積	経営畑のある経営体数	経営耕地面積	経営樹園地のある経営体数	経営耕地面積	
平 27	2,351	657	8,648	2,106	2,194	6,099	1,396	2,454	181	95	3.68
平 22	2,634	678	8,818	1,871	2,511	6,357	1,534	2,402	152	60	3.35
増減率 (%)											
平27/22	▲ 10.7	▲ 3.1	▲ 1.9	12.6	▲ 12.6	▲ 4.1	▲ 9.0	2.2	19.1	58.3	9.9
構成比 (%)											
平 27	-	-	100.0	24.4	-	70.5	-	28.4	-	1.1	-
平 22	-	-	100.0	21.2	-	72.1	-	27.2	-	0.7	-



## イ 経営耕地面積の集積割合

農業経営体の経営耕地面積規模別に経営耕地面積の集積割合をみると、総経営耕地面積の59.1%が経営耕地面積5ha以上の農業経営体に集積され、5年前に比べ5.2ポイント増加した。

図5 経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合

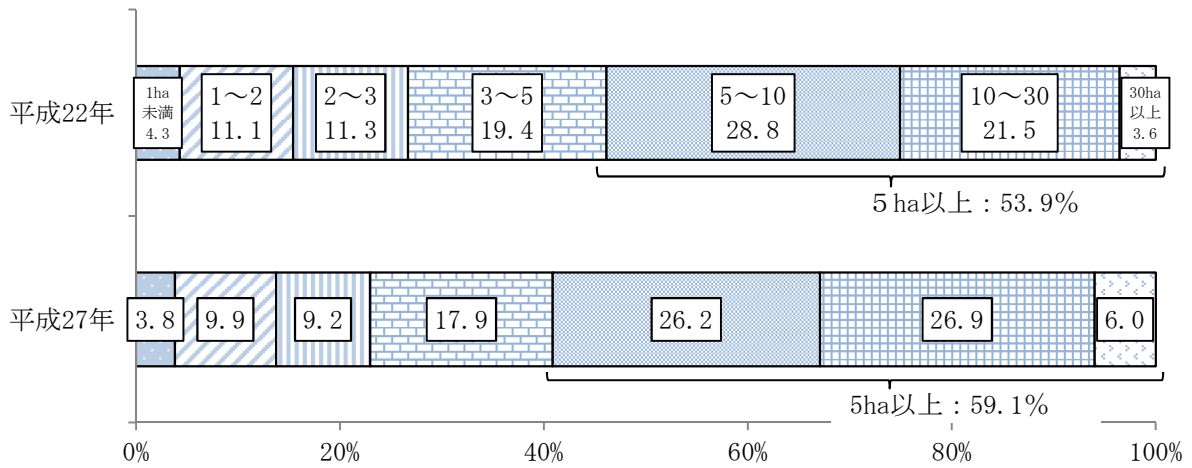


表8 経営耕地面積規模別の経営耕地面積集積割合の推移

単位：ha

区分	計	1ha未満	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10.0~30.0	30ha以上
平 27	8,648	328	858	798	1,548	2,266	2,329	520
平 22	8,818	376	982	993	1,715	2,539	1,898	314
増減率 (%)								
平27/22	▲ 1.9	▲ 12.8	▲ 12.6	▲ 19.6	▲ 9.7	▲ 10.8	22.7	65.6
構成比 (%)								
平 27	100.0	3.8	9.9	9.2	17.9	26.2	26.9	6.0
平 22	100.0	4.3	11.1	11.3	19.4	28.8	21.5	3.6

(6) 農業雇用労働力

過去1年間に農業経営のために農業経営体に雇用された者は3,217人となり、このうち常雇い（あらかじめ年間7か月以上の契約で雇われた者）は370人で5年前に比べて27人（7.9%）増加した。

表9 農業雇用労働力の状況

単位：人

区分	実人数		
	雇用者数		
		常雇い	臨時雇い
平27	3,217	370	2,847
平22	5,345	343	5,002
増減率（%）			
平27/22	▲ 39.8	7.9	▲ 43.1

(7) 農業生産関連事業（6次産業化）への取組状況

農業経営体が取り組む農業生産関連事業の状況についてみると、農産物の加工に取り組む農業経営体数は52経営体となり、5年前に比べて6.1%増加した。一方、貸農園・体験農園等に取り組む農業経営体数は3経営体となり、5年前に比べて70.0%減少となった。

図6 農業生産関連事業への取組状況

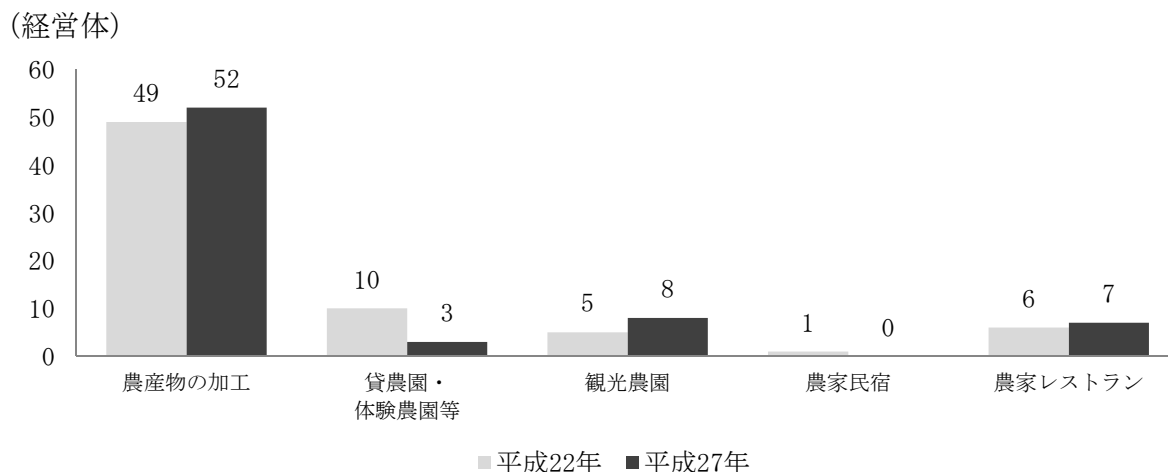


表10 農業生産関連事業への取組状況

単位：経営体

区分	農産物の加工	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン
平 27	52	3	8	-	7
平 22	49	10	5	1	6
増減率 (%)					
平27/22	6.1	▲ 70.0	60.0	-	16.7

(8) 農産物販売金額1位の出荷先別経営体数

農産物の売上げ1位の出荷先別に農業経営体数をみると、農協が1,524経営体、農協以外の集出荷団体が448経営体、卸売市場が51経営体となり、5年前に比べてそれぞれ12.0%、25.5%、3.8%減少した。一方、食品製造業・外食産業は5年前に比べて125.0%増加した。

図7 農産物売上げ1位の出荷先別経営体数の増減率（平27/22）

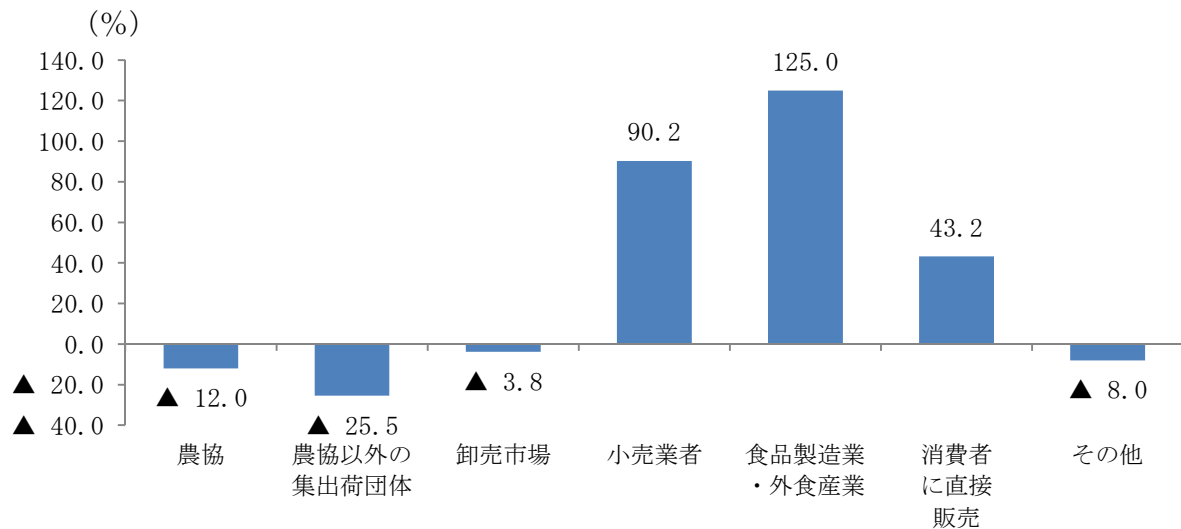


表11 農産物売上げ1位の農産物出荷先別経営体数の推移

単位：経営体

区分	農産物の販売のあった経営体	農産物出荷先別						
		農協	農協以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他
平 27	2,249	1,524	448	51	78	9	116	23
平 22	2,536	1,731	601	53	41	4	81	25
増減率 (%)								
平27/22	▲ 11.3	▲ 12.0	▲ 25.5	▲ 3.8	90.2	125.0	43.2	▲ 8.0

### 3 総農家数等

総農家数は2,820戸で、5年前に比べて291戸（9.4%）減少した。

このうち、販売農家数は2,327戸、自給的農家数は493戸で、5年前に比べて販売農家は293戸（11.2%）減少し、自給的農家は2戸（0.4%）増加した。

なお、土地持ち非農家は1,267戸で、5年前に比べて40戸（3.3%）増加した。

図8 総農家数の推移

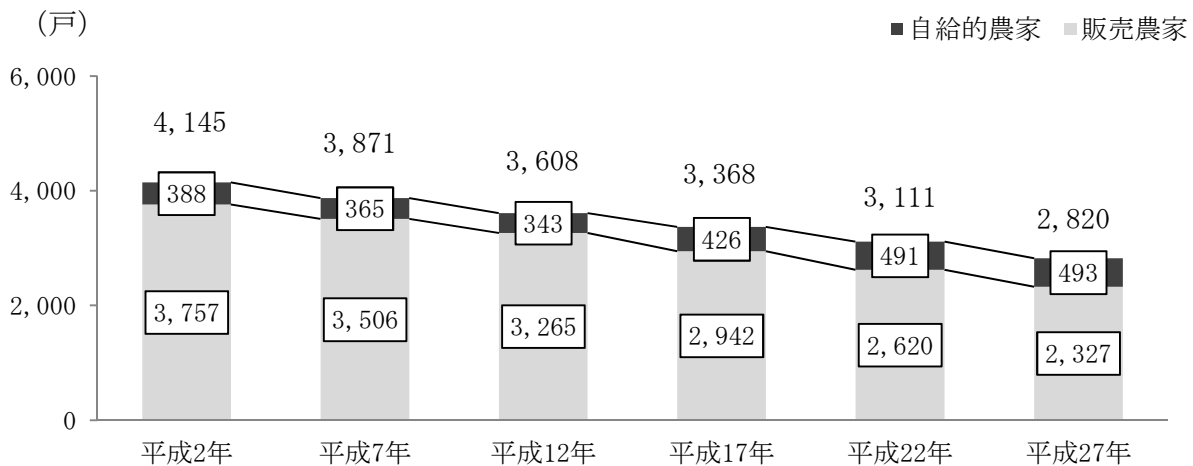


表12 総農家数、土地持ち非農家数の推移

単位：戸

区分	総農家数			土地持ち非農家数
	販売農家数	自給的農家数		
平 27	2,327	493	2,820	1,267
平 22	2,620	491	3,111	1,227
増減率 (%)				
平27/22	▲ 11.2	0.4	▲ 9.4	3.3
構成比 (%)				
平 27	82.5	17.5	100.0	-
平 22	84.2	15.8	100.0	-

#### 4 販売農家

##### (1) 主副業別農家数

販売農家を主副業別にみると、主業農家数は754戸、準主業農家数は692戸で、5年前に比べてそれぞれ152戸（16.8%）、281戸（28.9%）減少した。一方、副業的農家数は881戸で、5年前に比べて140戸（18.9%）増加した。

図9 主副業別販売農家数の構成

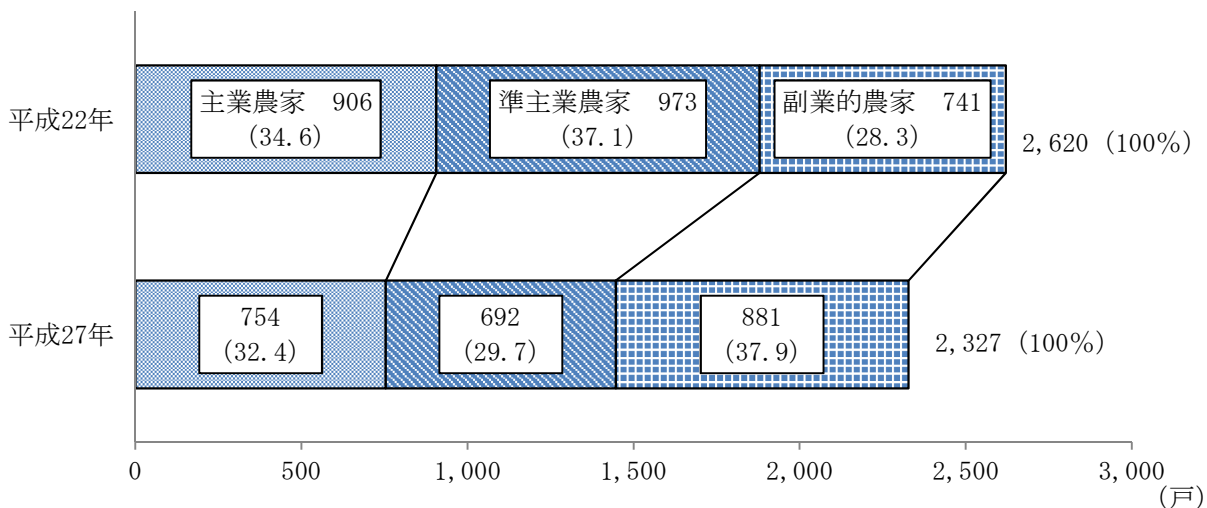


表13 主副業別販売農家数の推移

単位：戸

区分	計	主業農家		準主業農家		副業的農家
			65歳未満の農業専従者がいる		65歳未満の農業専従者がいる	
平 27	2,327	754	650	692	271	881
平 22	2,620	906	792	973	359	741
増減率 (%)						
平27/22	▲ 11.2	▲ 16.8	▲ 17.9	▲ 28.9	▲ 24.5	18.9
構成比 (%)						
平 27	100.0	32.4	27.9	29.7	11.6	37.9
平 22	100.0	34.6	30.2	37.1	13.7	28.3

(2) 専兼業別農家数

販売農家を専兼業別にみると、専業農家数は645戸で5年前に比べて86戸（15.4%）増加した。一方、第1種兼業農家数は437戸、第2種兼業農家数は1,245戸で、5年前に比べてそれぞれ140戸（24.3%）、239戸（16.1%）減少した。

この結果、販売農家数に占める構成割合は、専業農家が27.7%、第1種兼業農家が18.8%、第2種兼業農家が53.5%となった。

図10 専兼業別販売農家数の構成

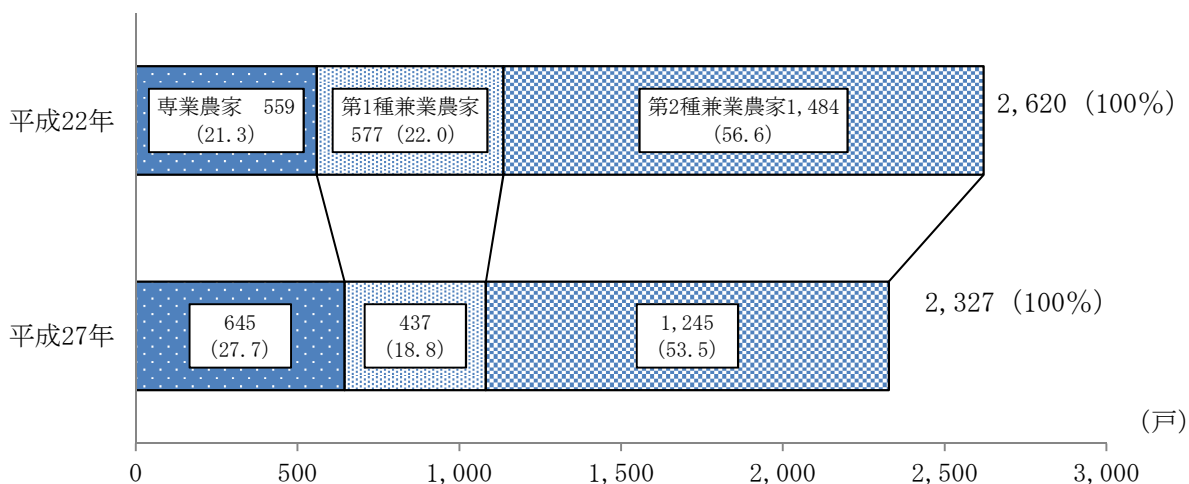


表14 専兼業別販売農家数の推移

単位：戸

区分	計	専業農家	兼業農家		兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
			男子生産年齢人口がいる	女子生産年齢人口がいる			
平 27	2,327	645	387	301	1,682	437	1,245
平 22	2,620	559	372	298	2,061	577	1,484
増減率 (%)							
平27/22	▲ 11.2	15.4	4.0	1.0	▲ 18.4	▲ 24.3	▲ 16.1
構成比 (%)							
平 27	100.0	27.7	16.6	12.9	72.3	18.8	53.5
平 22	100.0	21.3	14.2	11.4	78.7	22.0	56.6

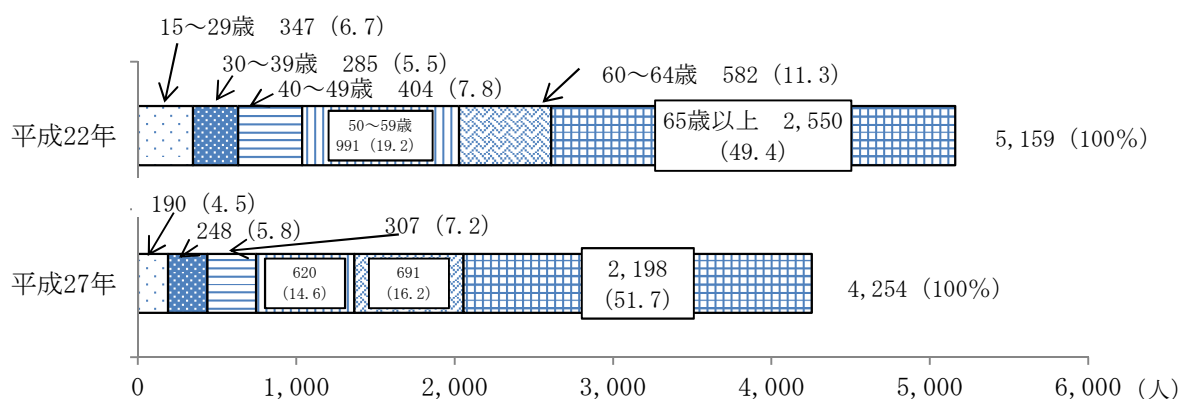
### (3) 家族労働力

#### ア 年齢別の農業就業人口

販売農家の農業就業人口は4,254人で、5年前に比べて905人（17.5%）減少した。

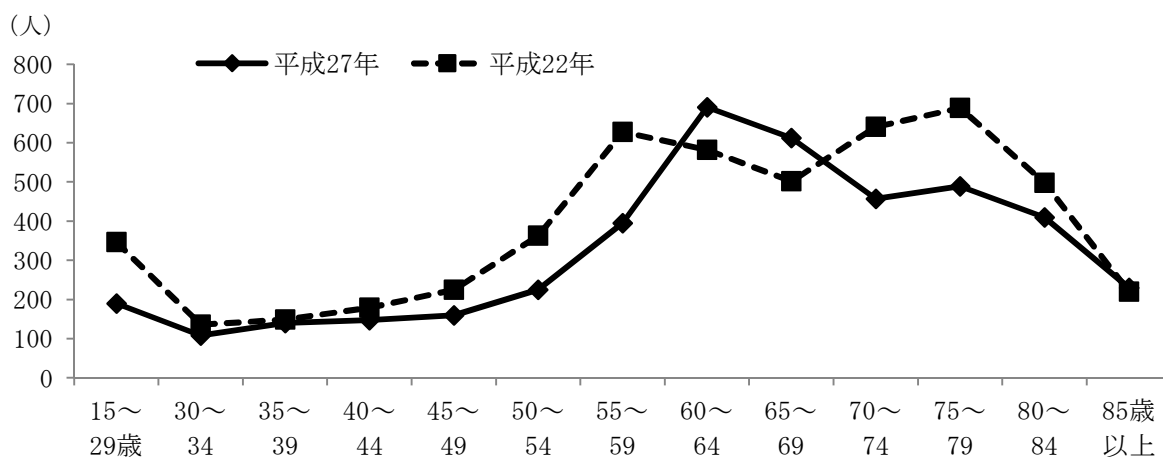
年齢階層別にみると、15～29歳層は190人（全体に占める割合4.5%）、30～39歳層は248人（同5.8%）、40～49歳層は307人（同7.2%）、50～59歳層は620人（同14.6%）、60～64歳層は691人（同16.2%）、65歳以上層は2,198人（同51.7%）となった。

図11 年齢別農業就業人口の構成割合



また、農業就業人口の年齢階層別の推移をみると、5年前に比べて、59歳未満及び70歳以上の各層にて減少がみられ、特に70～74歳、75～79歳の各層で大きく減少している。一方で、60～64歳、65～69歳の各層では増加した。

図12 年齢別農業就業人口の推移

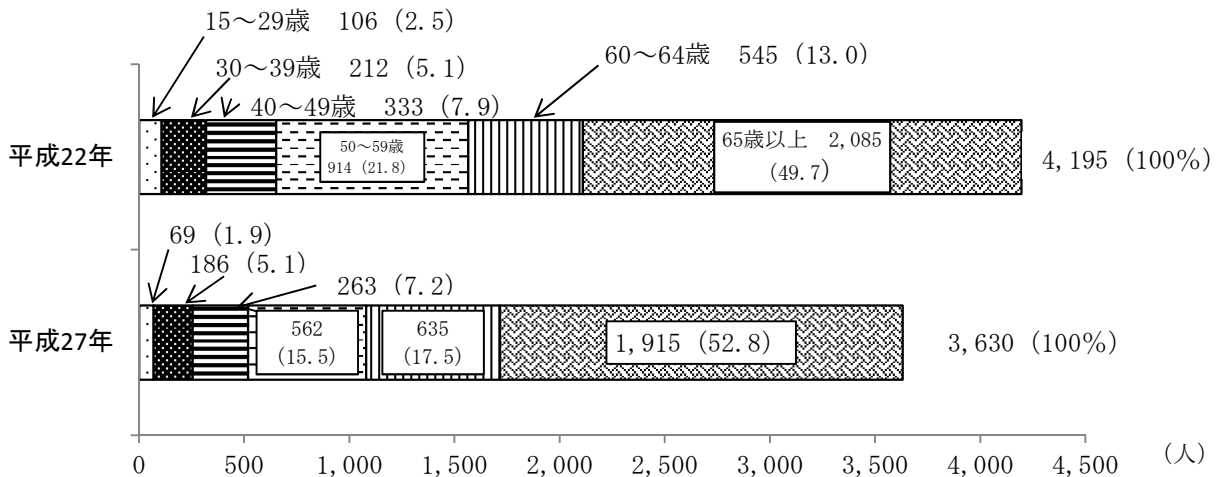




## イ 年齢別の基幹的農業従事者

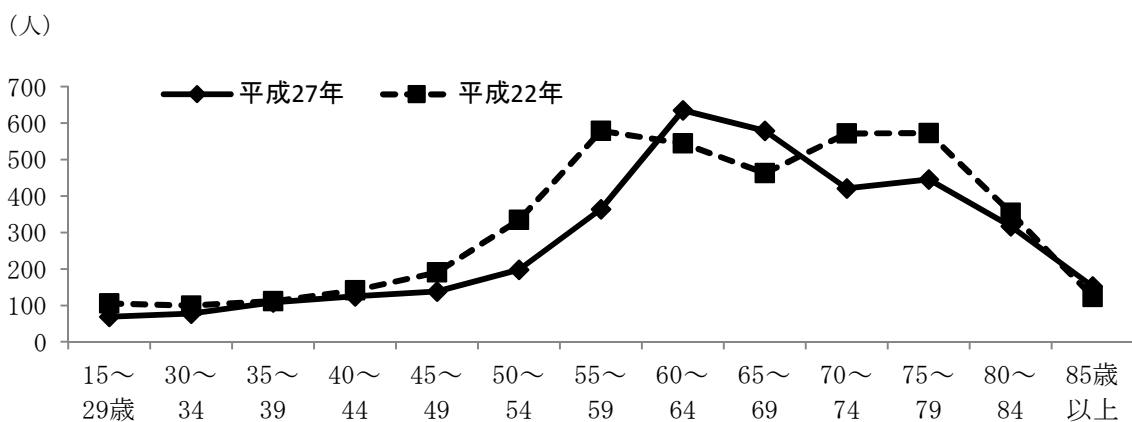
販売農家の基幹的農業従事者数は3,630人で、5年前に比べて565人（13.5%）減少した。年齢階層別にみると、15～29歳層は69人（全体に占める割合1.9%）、30～39歳層は186人（同5.1%）、40～49歳層は263人（同7.2%）、50～59歳層は562人（同15.5%）、60～64歳層は635人（同17.5%）、65歳以上層は1,915人（同52.8%）となった。

図13 年齢別基幹的農業従事者数の構成割合



また、基幹的農業従事者の年齢階層別の推移をみると、5年前に比べて55歳～59歳、70～74歳及び75～79歳の各階層で大きく減少している。一方60～64歳、65～69歳の各階層では増加している。

図14 年齢別基幹的農業従事者数の推移



5 保有山林面積規模別林業経営体数

保有山林面積規模別に林業経営体数をみると、5年前に比べて5ha未満層及び20～30ha層において増加がみられたが、それ以外の階層は減少した。

また、保有山林規模別に林業経営体数の構成割合をみると、5ha未満層が39.8%、5～10ha層が29.2%、10～20ha層が14.2%、20～30ha層が10.6%、30～100ha層が5.3%、100～500ha層が0.9%となった。

図15 保有山林面積規模別林業経営体数の増減率（平27/22）

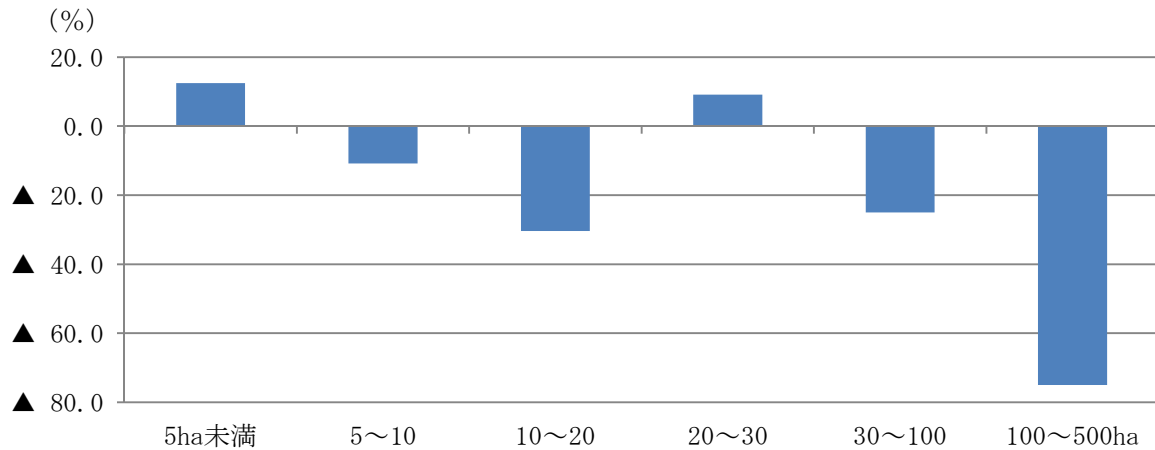


表15 保有山林面積規模別林業経営体数

単位：経営体

区分	計	5ha未満	5～10	10～20	20～30	30～100	100～500	500～1000	1000ha以上
平 27	113	45	33	16	12	6	1	-	-
平 22	123	40	37	23	11	8	4	-	-
増減率 (%)									
平27/22	▲ 8.1	12.5	▲ 10.8	▲ 30.4	9.1	▲ 25.0	▲ 75.0	-	-
構成比 (%)									
平 27	100.0	39.8	29.2	14.2	10.6	5.3	0.9	-	-
平 22	100.0	32.5	30.1	18.7	8.9	6.5	3.3	-	-

## 6 耕作放棄地

農家及び土地持ち非農家の耕作放棄地は336haとなり、5年前に比べて54ha（19.1%）増加した。このうち、自給的農家は5ha減少し、販売農家は41ha、土地持ち非農家は18ha増加した。

図16 販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の耕作放棄地面積の推移

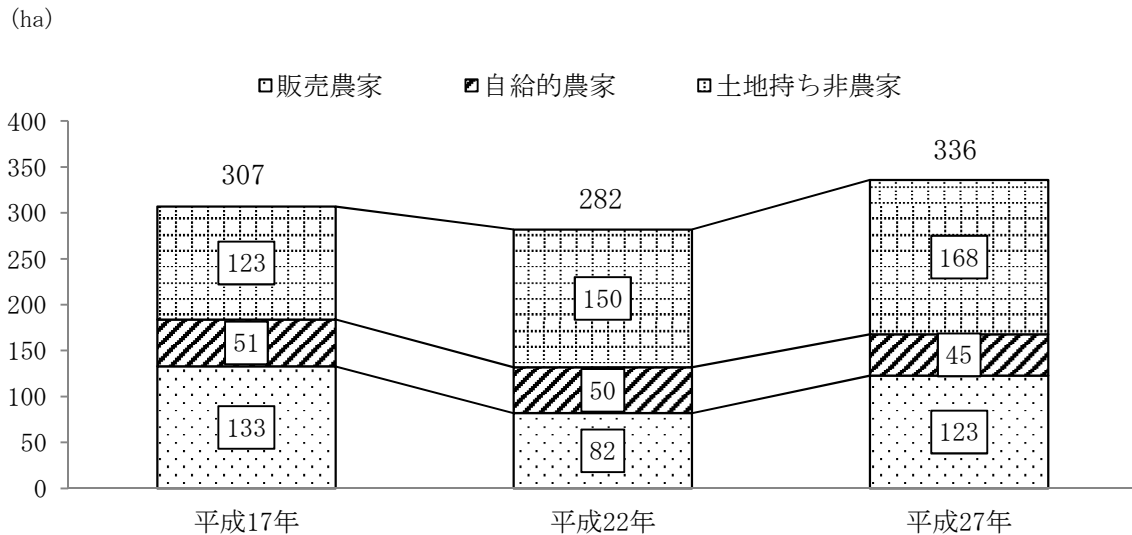


表16 総農家、土地持ち非農家の耕作放棄地面積の推移

単位：ha

区分	計	総農家		土地持ち非農家	
		販売農家	自給的農家		
平 27	336	168	123	45	168
平 22	282	132	82	50	150
増減率 (%)					
平27/22	19.1	27.3	50.0	▲ 10.0	12.0
構成比 (%)					
平 27	-	100.0	73.2	26.8	-
平 22	-	100.0	62.1	37.9	-



# 統計表

統計表（地区別）

農林業経営体数 単位：経営体

地区別	農林業経営体数	
	体数	構成比 (%)
那須塩原市	2,390	100.0
黒磯町	223	9.3
鍋掛村	257	10.8
東那須野村	347	14.5
高林村	399	16.7
西那須野町	412	17.2
狩野村	338	14.1
塩原町	53	2.2
箒根村	361	15.1

【農業経営体】

組織形態別経営体数

単位：経営体

地区別	計	法人化している					地方公共団体・財産区	法人化していない
		計	農事組合法人	会社	各種団体	その他の法人		
那須塩原市	2,374	36	2	30	3	1	-	2,338
黒磯町	221	2	-	2	-	-	-	219
鍋掛村	256	4	-	4	-	-	-	252
東那須野村	347	1	-	1	-	-	-	346
高林村	395	14	-	13	-	1	-	381
西那須野町	409	6	-	5	1	-	-	403
狩野村	338	4	1	2	1	-	-	334
塩原町	51	-	-	-	-	-	-	51
箒根村	357	5	1	3	1	-	-	352

経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

地区別	計	経営耕地なし	経営耕地あり						
			0.3ha未満	0.3～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10ha以上
那須塩原市	2,374	23	14	519	587	329	407	327	168
黒磯町	221	5	3	53	71	32	23	24	10
鍋掛村	256	1	3	29	55	44	49	48	27
東那須野村	347	2	3	70	77	41	75	57	22
高林村	395	5	2	63	58	56	73	84	54
西那須野町	409	2	1	107	119	61	75	22	22
狩野村	338	3	1	113	103	41	39	30	8
塩原町	51	-	-	16	11	8	11	5	-
箒根村	357	5	1	68	93	46	62	57	25

農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

地区別	計	販売なし	販売あり						
			50万円未満	50～100	100～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円以上
那須塩原市	2,374	125	425	409	789	200	276	76	74
黒磯町	221	19	48	49	70	17	13	2	3
鍋掛村	256	6	27	40	99	39	30	9	6
東那須野村	347	12	59	50	144	37	35	9	1
高林村	395	25	48	39	91	27	88	33	44
西那須野町	409	14	94	95	147	24	27	2	6
狩野村	338	26	87	72	94	23	30	4	2
塩原町	51	4	4	-	15	5	17	2	4
箒根村	357	19	58	64	129	28	36	15	8

農業経営組織別経営体数

単位：経営体

地区別	販売のあった経営体	単一経営							
		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸 農作物	露地 野菜	施設 野菜	果樹類
那須塩原市	2,249	1,820	1,359	1	2	2	50	41	15
黒磯町	202	160	138	-	-	-	1	4	2
鍋掛村	250	180	156	-	-	-	3	2	2
東那須野村	335	258	231	-	-	1	4	6	2
高林村	370	308	121	1	2	1	9	2	2
西那須野町	395	351	309	-	-	-	2	2	2
狩野村	312	261	214	-	-	-	4	3	-
塩原町	47	44	4	-	-	-	23	17	-
箒根村	338	258	186	-	-	-	4	5	5

地区別	単一経営								複合経営
	花き・ 花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産	
那須塩原市	55	2	248	35	7	1	-	2	429
黒磯町	1	-	13	1	-	-	-	-	42
鍋掛村	2	-	12	2	-	-	-	1	70
東那須野村	3	-	5	6	-	-	-	-	77
高林村	4	1	153	9	2	1	-	-	62
西那須野町	24	-	8	2	2	-	-	-	44
狩野村	16	-	17	4	2	-	-	1	51
塩原町	-	-	-	-	-	-	-	-	3
箒根村	5	1	40	11	1	-	-	-	80

経営耕地のある経営体数と耕地種類別経営耕地面積

経営体数：経営体  
面積：ha

地区別	経営耕地 のある経営 体数	経営耕地 総面積	田		畑		樹園地		1経営体 あたり経営 耕地面積
			田のある 経営体数	面積	畑のある 経営体数	面積	樹園地の ある経営 体数	面積	
那須塩原市	2,351	8,648	2,194	6,099	1,396	2,454	181	95	3.68
黒磯町	216	589	210	486	121	96	13	7	2.73
鍋掛村	255	1,257	252	1,041	119	208	10	8	4.93
東那須野村	345	1,293	339	1,188	183	104	15	2	3.75
高林村	390	1,977	337	705	317	1,263	17	10	5.07
西那須野町	407	1,283	396	1,041	184	236	15	7	3.15
狩野村	335	805	312	690	193	83	57	33	2.40
塩原町	51	124	29	15	48	109	-	-	2.43
箒根村	352	1,319	319	934	231	357	54	29	3.75

経営耕地面積規模別面積

単位：ha

地区別	計	1ha未満	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 30.0	30ha以上
那須塩原市	8,648	329	858	798	1,548	2,266	2,329	520
黒磯町	589	35	100	78	84	159	135	-
鍋掛村	1,257	18	79	106	186	339	335	193
東那須野村	1,293	47	116	100	286	380	333	31
高林村	1,977	36	85	139	281	600	757	79
西那須野町	1,283	70	178	146	280	150	311	150
狩野村	805	70	148	98	150	206	99	35
塩原町	124	11	16	20	41	36	-	-
箒根村	1,319	41	137	112	241	396	360	31



平成29年3月発行

**那須塩原市の農業**  
**2015年農林業センサス結果報告**

発行 那須塩原市

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

編集 企画部 市民協働推進課 統計係

電話 0287-62-7105

Eメールアドレス [kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp)